坂東市告示第６９号

坂東市生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和３年３月１７日

坂東市長　　木村　敏文

坂東市生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、ごみ収集量の減量及び資源の有効利用を図るため、生ごみの処理を行うための容器及び電気式生ごみ処理機（以下「処理容器等」という。）を購入した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、坂東市補助金等交付規則（平成１７年坂東市規則第２５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）市内に住所を有する者

（２）周辺に悪臭等迷惑を及ぼすおそれのない場所に処理容器等を設置できる者

（３）生ごみ処理後にできたものを、自ら有効利用できる者

（４）市税等を滞納していない世帯

２　補助金の交付を受けた世帯については、処理容器等購入日から３年以内は特別な理由がない限り、補助金の再交付は受けられないものとする。

（補助対象基準）

第３条　補助金交付の対象となる処理容器等は、次のいずれにも該当する者とする。

（１）耐水性及び耐久性に優れ、悪臭、害虫等の発生を防止する構造であること。

（２）生ごみ処理を目的として、製造及び販売されているものであること。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、購入に要した費用の２分の１に相当する額とし、補助限度額は、次に掲げる処理容器等の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

（１）生ごみ処理容器　１世帯につき２基までとし、１基当たり１，５００円を限度とする。ただし、補助金の額に１００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（２）電気式生ごみ処理機　１世帯につき１基までとし、１基当たり２０，０００円を限度とする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、処理容器等購入日から６０日以内又は購入日の属する年度の３月３１日までのいずれか早い日までに、次の書類を市長に提出しなければならない。

（１）生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付申請書（様式第１号）

（２）領収書原本

（３）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による補助金交付申請があったときは、その内容を審査し必要があるときは申請の対象物を調査して、補助金交付決定の可否を決定し、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第７条　前条の規定による補助金交付決定通知書を受けた者が補助金の交付請求をするときは、生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の請求書の内容を審査し、正当と認めたときは補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条　市長は、不正な行為により補助金の交付を受けたことが判明したときは、その者に対し当該補助金を返還させることができる。

（補助金受領者の責務）

第９条　補助金の受領者は、市のごみ減量化及び資源化の施策に積極的に協力し、かつ、ごみの減量化及び資源化を進んで行わなければならない。

（維持管理等）

第１０条　処理容器等の購入者は、使用に当たり常に良好な状態を保てるよう機器の維持管理に努め、かつ、悪臭、害虫等の発生等により苦情が寄せられた場合は、自らの責任において速やかに対処しなければならない。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

２　この告示は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。様式第１号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

　坂東市長　木村　敏文　様

申請者　住所

氏名

電話番号

生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付申請書

　ごみの自家処理のため、【生ごみ処理容器　・　電気式生ごみ処理機】を購入しましたので、坂東市生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付要綱第５条の規定により、補助金の交付を次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 購入品目 | 生ごみ処理容器　　・　　電気式生ごみ処理機 |
| 設置場所 | 庭・田・畑　　屋内　その他(　　　　　　　　) |
| 購入年月日 | 年　　月　　日 |
| 購入基数 | 基 |
| 購入価格 | １基当たり　　　　　　　　　　円 |
| 交付申請額 | 円 |
| 添付書類 | １　領収書原本（「購入日・宛名（申請者名）・金額・機種名・基数・店名」の記載があるもの）２　設置場所が借地の場合は、土地所有者等の承諾書 |
| 注意事項 | 　生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機の使用に際し、処理後にできたものを自ら有効利用できることを条件とする。 |

備考

１　申請者の要件を確認するための個人情報（納税状況）の取扱いについては、坂東市個人情報保護条例（平成１７年坂東市条例第１１号）第８条第２項第１号の規定に基づき同意いたします。

２　氏名を自署する場合は、押印を省略できます。

様式第２号（第６条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

坂東市長

　　　生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付（不交

付）決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付について、坂東市生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金交付要綱第６条の規定により次のとおり通知いたします。

１　交付する

補助金交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　円

２　交付しない

　　理由

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

坂東市長　　　　様

申請者　住所

氏名

電話番号

生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金請求書

　　　　　年　　月　　日付け　　　　第　　　号で決定のあった生ごみ処理容器及び電気式生ごみ処理機購入補助金を、次のとおり請求します。

１　補助金請求額　　　　　　　　　　　　　　　円

２　補助金振込口座

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行信用金庫農協信用組合 | 　　　　　　　　　　　支店 |
| 預金種別 | 普通　　　　　　　　　　　　　　当座 |
| 口座番号 | 　 |
| フリガナ | 　 |
| 口座名義 | 　 |

備考　本請求書は、身分証明書等による本人確認により、押印を省略することができます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ※担当課処理欄 | 本人確認：個人・免許・旅券・その他（　　　　　　　　　　　） | 確認者 |
| 提出方法：持参・郵送・メール |  |